



鳥取県公報

平成 29 年 12 月 27 日(水)
号外第 101 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（51）（人事企画課）・・・ 3
鳥取県児童福祉法施行細則及び鳥取県母子福祉資金等貸付規則の一部を改正する規則
（52）（青少年・家庭課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ◇ 訓 令 鳥取県公印規程の一部を改正する訓令（10）（政策法務課）・・・・・・・・・・・・・・ 12

==== 公布された規則のあらまし ====

◇職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

雇用保険法の一部が改正され、移転費の支給対象者に、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介により就職するために移転する者が加えられたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 移転費相当退職手当支給申請書の様式に、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の記入欄の追加等を行う。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成30年1月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県児童福祉法施行細則及び鳥取県母子福祉資金等貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

(1) 県が情報提供ネットワークシステムを使用して地方税関係情報の提供を受ける場合に本人の同意が必要とされたことに伴い、所要の改正を行う。

(2) 児童福祉法及び児童福祉法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正

ア 次に掲げる申込み又は申請の様式について、県が情報提供ネットワークシステムを介して地方税関係情報を取得することに係る同意欄を設ける。

(ア) 助産施設入所申込書

(イ) 児童自立生活援助実施申込書

(ウ) 里親認定申請書

イ 児童自立生活援助事業の対象者に満二十歳以上義務教育終了児童等が追加されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県母子福祉資金等貸付規則の一部改正

ア 寡婦福祉資金の貸付けの申請の様式について、県が情報提供ネットワークシステムを介して地方税関係情報を取得することに係る同意欄を設ける。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

規 則

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第51号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																															
<p>様式第20号（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表面）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 25%;">③ 就職決定年月日</td> <td style="width: 15%;">年月日</td> <td colspan="2" style="width: 55%;">※雇用期間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="border: 2px solid black;">④ 就職先を紹介した 特定地方公共団体又 は職業紹介事業者</td> <td style="border: 2px solid black;">所在地</td> <td colspan="2" style="border: 2px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">名 称</td> <td colspan="2" style="border: 2px solid black;"></td> </tr> <tr><td>⑤ 略</td><td colspan="3">略</td></tr> <tr> <td>⑥ 略</td> <td>略</td> <td style="text-align: center;">⑦ 略</td> <td style="text-align: center;">⑧ 略</td> </tr> <tr> <td>⑨ 略</td> <td>略</td> <td style="text-align: center;">⑩ 略</td> <td style="text-align: center;">⑪ 略</td> </tr> <tr> <td>⑫ 略</td> <td style="text-align: center;">⑬ 略</td> <td style="text-align: center;">⑭ 略</td> <td>略</td> </tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3</u> <u>公共職業安定所の紹介による就職をするために移転する場合には、④欄は記載しないこと。</u></p> <p><u>4</u> 就職するために移転する場合には、<u>⑤欄から⑧欄までは記載しないこと。</u></p> <p><u>5</u> 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、<u>②欄から④欄までは記載しないこと。</u></p> <p><u>6</u> <u>⑨欄には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。</u></p> <p><u>7</u> <u>⑫の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によって生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。</u></p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p>	略				③ 就職決定年月日	年月日	※雇用期間		④ 就職先を紹介した 特定地方公共団体又 は職業紹介事業者	所在地			名 称			⑤ 略	略			⑥ 略	略	⑦ 略	⑧ 略	⑨ 略	略	⑩ 略	⑪ 略	⑫ 略	⑬ 略	⑭ 略	略	略				<p>様式第20号（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表面）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 25%;">③ 就職決定年月日</td> <td style="width: 15%;">年月日</td> <td colspan="2" style="width: 55%;">※雇用期間</td> </tr> <tr> <td>④ 略</td> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>⑤ 略</td> <td>略</td> <td style="text-align: center;">⑥ 略</td> <td style="text-align: center;">⑦ 略</td> </tr> <tr> <td>⑧ 略</td> <td>略</td> <td style="text-align: center;">⑨ 略</td> <td style="text-align: center;">⑩ 略</td> </tr> <tr> <td>⑪ 略</td> <td style="text-align: center;">⑫ 略</td> <td style="text-align: center;">⑬ 略</td> <td>略</td> </tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3</u> 就職するために移転する場合には、<u>④欄から⑦欄までは記載しないこと。</u></p> <p><u>4</u> 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、<u>②欄及び③欄は記載しないこと。</u></p> <p><u>5</u> <u>⑧欄には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。</u></p> <p><u>6</u> <u>⑫の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によって生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。</u></p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p>	略				③ 就職決定年月日	年月日	※雇用期間		④ 略	略			⑤ 略	略	⑥ 略	⑦ 略	⑧ 略	略	⑨ 略	⑩ 略	⑪ 略	⑫ 略	⑬ 略	略	略			
略																																																																
③ 就職決定年月日	年月日	※雇用期間																																																														
④ 就職先を紹介した 特定地方公共団体又 は職業紹介事業者	所在地																																																															
	名 称																																																															
⑤ 略	略																																																															
⑥ 略	略	⑦ 略	⑧ 略																																																													
⑨ 略	略	⑩ 略	⑪ 略																																																													
⑫ 略	⑬ 略	⑭ 略	略																																																													
略																																																																
略																																																																
③ 就職決定年月日	年月日	※雇用期間																																																														
④ 略	略																																																															
⑤ 略	略	⑥ 略	⑦ 略																																																													
⑧ 略	略	⑨ 略	⑩ 略																																																													
⑪ 略	⑫ 略	⑬ 略	略																																																													
略																																																																

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する書類で、改正前の職員の退職手当の支給に関する規則の定めるところにより作成されているものは、改正後の職員の退職手当の支給に関する規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で新規則に定める書類として使用することができる。

鳥取県児童福祉法施行細則及び鳥取県母子福祉資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第52号

鳥取県児童福祉法施行細則及び鳥取県母子福祉資金等貸付規則の一部を改正する規則

(鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉法施行細則(平成3年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第9条の2 法第33条の6第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による申込書の提出は、児童自立生活援助実施申込書(様式第10号の3)を児童相談所長(鳥取県児童相談所設置条例(平成12年鳥取県条例第13号)第1条の規定により設置された児童相談所の長をいう。以下同じ。)に提出して行わなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 児童相談所長は、第1項の申込書の提出があった場合において、児童自立生活援助(法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助をいう。以下同じ。)の実施を決定したときは、児童自立生活援助実施決定通知書(様式第10号の4)により当該申込みを行った者に対し通知するとともに、児童自立生活援助実施委託通知書(様式第10号の5)により当該児童自立生活援助の実施を受託した者に対し通知するものとする。</p> <p>4・5 略</p> <p>(里親の認定の申請等)</p> <p>第13条 省令第36条の41第1項から第3項までに規定する申請書(省令第36条の47の規定により準じて行う認定等に係る申請書を含む。)は、里親認定申請書(様式第19号)によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(里親の登録の更新)</p> <p>第13条の5 省令第36条の46第1項又は第3項の規定による登録更新の申請は、里親登録更新申請書(様式第20号の4)を提出してしなければならない。</p> <p>様式第7号(第9条関係)</p>	<p>第9条の2 法第33条の6第2項の規定による申込書の提出は、児童自立生活援助実施申込書(様式第10号の3)を児童相談所長(鳥取県児童相談所設置条例(平成12年鳥取県条例第13号)第1条の規定により設置された児童相談所の長をいう。以下同じ。)に提出して行わなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 児童相談所長は、第1項の申込書の提出があった場合において、児童自立生活援助の実施(法第25条の7第1項第3号に規定する児童自立生活援助の実施をいう。以下同じ。)を決定したときは、児童自立生活援助実施決定通知書(様式第10号の4)により当該申込みを行った者に対し通知するとともに、児童自立生活援助実施委託通知書(様式第10号の5)により当該児童自立生活援助の実施を受託した者に対し通知するものとする。</p> <p>4・5 略</p> <p>(里親の認定の申請等)</p> <p>第13条 省令第36条の41第1項又は第2項に規定する申請書(省令第36条の47の規定により準じて行う認定等に係る申請書を含む。)は、里親認定申請書(様式第19号)によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(里親の登録の更新)</p> <p>第13条の5 省令第36条の46第1項(省令第36条の47において準ずる場合を含む。)の規定による登録更新の申請は、里親登録更新申請書(様式第20号の4)を提出してしなければならない。</p> <p>様式第7号(第9条関係)</p>

(表面)

助産施設入所申込書

年 月 日

郵便番号
住 所
フリガナ
妊産婦氏名
電話番号

職 氏 名 様

助産施設への入所につき次のとおり申し込みます。

略

備考 1 略

2 この申込書には、当該世帯の家族状況収入資産状況調査書及び課税証明書その他の課税の状況が分かる書類を添付してください。ただし、当該世帯の地方税関係情報を個人番号を利用して確認できる場合は、その添付を省略することができます。個人番号を利用して確認することに同意する場合は、裏面の同意欄に、同意する者自ら記入してください。同意する者の数が署名欄より多い場合は欄外に記入して差し支えありません。

3 略

注 略

(裏面)

[地方税関係情報取得に係る同意欄]

下記の者は、鳥取県が児童福祉法第56条第2項に基づく事務手続（同法第50条第6号又は第6号の2に係る部分に限る。）を処理するために限って 年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

申込者	氏名	
扶養義務者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	
扶養義務者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	

様式第10号の3（第9条の2関係）

(表面)

児童自立生活援助実施申込書

助産施設入所申込書

年 月 日

郵便番号
住 所
フリガナ
妊産婦氏名
電話番号

職 氏 名 様

助産施設への入所につき次のとおり申し込みます。

略

備考 1 略

2 この申込書には、当該世帯の家族状況収入資産状況調査書及び課税証明書その他の課税の状況が分かる書類を添付してください。ただし、当該世帯の収入等を個人番号を利用して確認できる場合は、その添付を省略することができる。

3 略

注 略

様式第10号の3（第9条の2関係）

児童自立生活援助実施申込書

平成 年 月 日
 職 氏 名 様
 郵便番号
 申込者 住 所
 氏 名 ㊤

児童自立生活援助の実施について、児童福祉法第33条の6第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり申し込みます。

略

注

- 1 略
- 2 この実施申込書には、所得課税証明書を添付してください。ただし、地方税関係情報を個人番号を利用して確認できる場合は、その添付を省略することができます。個人番号を利用して確認することに同意する場合は、裏面の同意欄に、同意する者自ら記入してください。同意する者の数が署名欄より多い場合は欄外に記入して差し支えありません。なお、満二十歳以上義務教育終了児童等に係る申込みにおいては、所得課税証明書の添付及び裏面の同意欄への記入は不要です。
- 3 略

(裏面)

[地方税関係情報取得に係る同意欄]

下記の者は、鳥取県が児童福祉法第56条第2項に基づく事務手続(同法第50条第7号の3に係る部分に限る。)を処理するために限って 年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

申請者	氏名	
扶養義務者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
扶養義務者	住所	
	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
扶養義務者	生年月日	
	住所	

様式第19号(第13条関係)

里親認定申請書

職 氏 名 様

養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の認定を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の41

平成 年 月 日
 職 氏 名 様
 郵便番号
 申込者 住 所
 氏 名 ㊤

児童自立生活援助の実施について、児童福祉法第33条の6第2項の規定により、次のとおり申し込みます。

略

注

- 1 略
- 2 この実施申込書には、住民票、所得課税証明書を添付してください。

3 略

様式第19号(第13条関係)

里親認定申請書

職 氏 名 様

養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の認定を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の41

(同令第36条の47において準ずる場合を含む。)の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

フリガナ

申請者 氏 名 ㊞

申 請 者	略	略
	個人番号	
	略	
	養育里親研修又は養子縁組里親研修の修了年月日 (修了見込年月日)	
	略	
略		
里親になることを希望する理由		
略		

注 略

添付書類

1・2 略

3 養育里親希望者又は養子縁組里親希望者については、それぞれ養育里親研修又は養子縁組里親研修を修了したこと又は修了する見込であることを証する書類

4～6 略

7 養育里親希望者又は養子縁組里親希望者については、経済的に困窮していないことを証する書類。ただし、申請者の地方税関係情報を個人番号を利用して確認できる場合は、その添付を省略することができます。個人番号を利用して確認することに同意する場合は、以下の同意欄に、申請者自ら記入してください。

[地方税関係情報取得に係る同意欄]

下記の者は、鳥取県が児童福祉法第6条の4第1号の養育里親又は同条第2号の養子縁組里親の登録に係る事務手続を処理するために限って 年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

氏名

様式第20号の4 (第13条の5関係)

里親登録更新申請書

職 氏 名 様

養育里親・専門里親・養子縁組里親の登録更新を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の46第1項又

(児童福祉法施行規則第36条の47において準ずる場合を含む。)の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

フリガナ

申請者 氏 名 ㊞

申 請 者	略	略
	個人番号(※)	
	略	
	養育里親研修修了年月日 (修了見込年月日)	
	略	
略		
(※) 個人番号は養子縁組里親及び親族里親を希望する場合は記入しないこと。		
里親になることを希望する理由		
略		

注 略

添付書類

1・2 略

3 養育里親希望者については、養育里親研修を修了したこと又は修了する見込であることを証する書類

4～6 略

様式第20号の4 (第13条の5関係)

里親登録更新申請書

職 氏 名 様

養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の登録更新を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の

は第3項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所

申請者 氏名 ㊟

申 請 者	略
	養育里親研修又は養子縁組里親研修の修了年月日（修了見込年月日）
	略
略	

注 略

添付書類

1・2 略

3 養育里親又は養子縁組里親については、それぞれ養育里親研修又は養子縁組里親研修を修了したこと又は修了する見込であることを証する書類

4～6 略

様式第20号の5（第13条の6関係）

事故発生届出書

職 氏 名 様

養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親として養育している児童について下記のとおり事故が発生したので、里親が行う養育に関する最低基準第14条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所

フリガナ

届出者 氏 名 ㊟

記

略	
里親名	
略	

注 略

46第1項（児童福祉法施行規則第36条の47において準ずる場合を含む。）の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所

申請者 氏名 ㊟

申 請 者	略
	養育里親研修修了年月日（修了見込年月日）
	略
略	

注 略

添付書類

1・2 略

3 養育里親については、養育里親研修を修了したこと又は修了する見込であることを証する書類

4～6 略

様式第20号の5（第13条の6関係）

事故発生届出書

職 氏 名 様

養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親として養育している児童について下記のとおり事故が発生したので、里親が行う養育に関する最低基準第14条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所

フリガナ

届出者 氏 名 ㊟

記

略	
養育里親名	
略	

注 略

（鳥取県母子福祉資金等貸付規則の一部改正）

第2条 鳥取県母子福祉資金等貸付規則（平成26年鳥取県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（貸付けの申請）</p> <p>第2条 母子福祉資金等の貸付けを受けようとする者は、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付申請書（様式</p>	<p>（貸付けの申請）</p> <p>第2条 母子福祉資金等の貸付けを受けようとする者は、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付申請書（様式</p>

第1号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類により証される事実を個人番号を利用して確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 母子・父子福祉団体以外の者にあつては、次の書類

ア・イ 略

ウ 家族状況収入資産状況調査書及び課税証明書
その他の課税の状況が分かる書類

エ 略

オ 略

(2) 略

2 略

様式第1号(第2条関係)

(1) 個人用

(表面)

母子(父子・寡婦)福祉資金貸付申請書

職 氏 名 様

年 月 日

申 請 者 住所
氏名 ㊟

連 帯 借 主 住所
氏名 ㊟

連 帯 保 証 人 住所
氏名 ㊟

母子(父子・寡婦)福祉資金の貸付けを受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

略

備考

1～6 略

7 母子及び父子並びに寡婦福祉法第32条第1項又は同法附則第6条第1項の規定に基づく寡婦福祉資金の貸付けの申請にあつては、申請者の地方税関係情報を個人番号を利用して確認することに同意する場合は、裏面の同意欄に、申請者自ら記入すること。

(裏面)

略

注 略

[地方税関係情報取得に係る同意欄]
下記の者は、鳥取県が母子及び父子並びに寡婦福祉法第32条第1項又は同法附則第6条に基づく事務手続を処理するために限って 年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

第1号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類により証される事実を個人番号を利用して確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 母子・父子福祉団体以外の者にあつては、次の書類

ア・イ 略

ウ 略

エ 略

(2) 略

2 略

様式第1号(第2条関係)

(1) 個人用

(表面)

母子(父子・寡婦)福祉資金貸付申請書

職 氏 名 様

年 月 日

申 請 者 住所
氏名 ㊟

連 帯 借 主 住所
氏名 ㊟

連 帯 保 証 人 住所
氏名 ㊟

母子(父子・寡婦)福祉資金の貸付けを受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

略

備考

1～6 略

(裏面)

略

注 略

氏名	
(2) 団体用 略	(2) 団体用 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第10号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令甲第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公印省略文書等)</p> <p>第9条 次に掲げる文書は、公印を押印しないで施行することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 公金振替に係る納入通知書</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p>	<p>(公印省略文書等)</p> <p>第9条 次に掲げる文書は、公印を押印しないで施行することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

(鳥取県文書の管理に関する規程の一部改正)

2 鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(政策法務課の審査)</p> <p>第19条 次に掲げる起案文書については、前条第1項の規定による文書管理主任の審査に代えて、政策法務課の職員の審査を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令甲第21号）<u>第9条第6号</u>の規定により押印しない施行文書に係る起案文書のうち、発信者の名義が知事であって、政策法務課長が別に定めるもの</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(政策法務課の審査)</p> <p>第19条 次に掲げる起案文書については、前条第1項の規定による文書管理主任の審査に代えて、政策法務課の職員の審査を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令甲第21号）<u>第9条第5号</u>の規定により押印しない施行文書に係る起案文書のうち、発信者の名義が知事であって、政策法務課長が別に定めるもの</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>